統計審議会会長

竹 内　 啓　殿

総 務 大 臣

片 山 虎 之 助

諮問第２７７号

経済産業省生産動態統計調査の改正について

標記について、統計法施行令（昭和２４年政令第１３０号）第１条の３の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理　　由

経済産業省は、経済産業省生産動態統計調査（指定統計第１１号を作成するための調査）について、我が国の鉱工業生産における各製品の市場規模の変化等最近の産業構造の変化を踏まえ、鉱工業生産の動態をより的確に把握するとともに、報告者負担の軽減を図るため、平成１４年１月調査以降、調査対象品目、調査事項等の見直しを行った上で実施することを計画している。

今回の改正計画については、諮問第２４２号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言等を踏まえ、検討する必要がある。